

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒本人や保護者への確実な情報提供と、適切な支援に向けた校内支援体制の構築等を依頼するものです。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 26 日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に向けた
新年度における対応について（依頼）

日頃から特別支援教育の推進に関し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新年度を迎えるに当たっては、年度当初から校内支援体制が機能するよう整備し、新たに入学する児童生徒も含めて、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適切な支援が各学校において確実に行われることが求められます。これらの児童生徒本人や保護者が抱える不安を解消し、適切な支援を行う上では、校内における支援について確実に情報が提供され、その内容等について丁寧な相互理解が図られることが極めて重要です。

そのため、特に新年度における情報提供について、各学校設置者及び各学校においては、下記の点に留意して適切に御対応いただくようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本事務連絡の内容について周知を図るとともに、市区町村教育委員会において所管の学校に周知が図られるよう、御配慮願います。各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、各国公立大学法人附属学校事務担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本事務連絡の内容について周知を図るとともに、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

周知に際しては、クラウドを活用した文書の共有を行うなど、学校の負担軽減に資する工夫について、適切に判断いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 本人及び保護者への情報提供

- 各学校においては、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全ての学級に在籍している可能性があることを前提として、これらの児童生徒への校内における支援について、入学や進級等の機会に、本人や保護者に対して組織的に確実な情報提供を行うとともに、対象となる本人や保護者と適切な相互理解を図っていただきたいこと。こうした情報提供及び相互理解に当たってのチェックポイントを【別紙 1】のとおりまとめているので、活用いただきたいこと。

2 デジタル学習基盤の活用

- 発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとって、デジタル学習基盤は学びの機会を保障するものであり、学びの主体的な調整を図るためにも不可欠なものであるが、これらの児童生徒に対する学習活動等の支援に際して、ICT機器の活用等が十分に進んでいない学校も見受けられるなど、更なる取組の充実が必要である。

そのため、1人1台端末に標準的に搭載されているアクセシビリティ機能を活用し、例えば、

- ・読むことに困難さがある場合などに、読み上げ機能や書き込み機能を活用すること
- ・書くことに困難さがある場合などに、音声入力機能やタイピング等を活用すること
- ・聞くことに困難さがある場合などに、自動字幕機能を活用すること
- ・見ることや資料の読み取りに困難さがある場合などに、拡大機能や白黒反転機能、リフロー機能を活用すること

などを通じて、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用に積極的に取り組むことが必要である。また、発達障害等により通常の教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に対しては、音声教材の提供を受けて活用を進めることも考えられる。

各学校設置者及び各学校においては、新年度を迎えるに当たって、国において公開している以下のWEBサイトも参考としながら、デジタル学習基盤の積極的な活用に向けた準備を進めていただきたいこと。

・「支援教材ポータル」

国立特別支援教育総合研究所が、障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等活用の様々な取り組みの情報などを集約管理・データベース化して公開。

<https://kyozai.nise.go.jp/>

・「発達障害ナビポータル」

国立障害者リハビリテーションセンターと国立特別支援教育総合研究所が共同で運用し、発達障害に関する情報に特化した、本人・保護者も活用可能なポータルサイト。

<https://hattatsu.go.jp/>

・文部科学省「音声教材」

音声教材の概要や発行状況、提供に関するQ&Aなどをまとめて紹介。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

・文部科学省「StuDX Style(スタディーエックス スタイル)」

デジタル学習基盤を効果的に活用した全国の学校や自治体等の実践の事例や様々な記事を紹介。特別支援教育に係る各教科等における活用の例も掲載。

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index.html>

3 校内支援体制の構築（ガイドラインの活用）及び合理的配慮の提供等について

- 1及び2の前提として、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒を的確に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を構築することが重要である。各学校においては、【別紙2】に示すガイドラインも活用しながら、校長のリーダーシップの下、適切に校内支援体制を構築いただきたいこと。

なお、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な対応に当たって留意すべき事項として、各学校においては、[資料①]も必要に応じ参照いただきたいこと。また、これらの児童生徒に対しては、[資料②]も参考に、その実態を的確に把握し、困難さが生じる要因に目を向けた上で適切な指導、必要な支援を講じていただきたいこと。

[資料①] 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（令和5年3月13日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/181/toushin/mext_00004.html

[資料②] 障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

- 合理的配慮の提供は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が改正され、令和6年度から国公私立全ての学校について義務化されている。そのため、新年度においても、学校・学校設置者と本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供が行われるよう、[資料③][資料④]も参考に、引き続き適切に対応いただきたいこと。

[資料③] 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（令和6年1月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

[資料④] (独)教職員支援機構校内研修「合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/171.html>

4 学校設置者等による上記の取組の促進について

- 各学校設置者においては、発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に向けて、1から3に示した取組が一層進められるよう、福祉等の関係機関等との連携を含め、所管する学校に対して必要な支援及び指導・助言を行っていただきたいこと。また、都道府県教育委員会においては、特別支援教育に関する専門的知見や経験等を有する特別支援学校によるセンター的機能の充実を図り、域内の小・中・高等学校に対する支援に取り組んでいただきたいこと。なお、来年度以降、取組状況に関してフォローアップを実施する予定である。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

電話： 03-6734-3193

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

学校から本人・保護者への確実な情報提供に向けた 5つのチェックポイント

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、学校から本人・保護者への確実な情報提供が重要です。情報提供の在り方に関する学校側のチェックポイントを以下にお示しますので、各学校においては、本人・保護者への情報提供に際して積極的に活用ください。

チェックリスト（5つのチェックポイント）

学習面、行動面の困難や発達に関する不安等に関する学校の相談窓口の所在、担当する教職員（特別支援教育コーディネーター、養護教諭等）、連絡手法等について、学校として適切な情報提供ができていますか。

①



発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に関する学校としての基本的な方針や支援体制について、学校として適切な情報提供ができていますか。

②



発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学校や教育委員会が行っている個別的な支援の内容（通級による指導の情報を含む）について、学校として適切な情報提供ができていますか。

③



学校、教育委員会が用意している教材やICT機器等とその活用方法（一人一台端末のアクセシビリティ機能（※）の活用や、導入済デジタル教科書、学習用アプリその他の教材を含む）について、学校として適切な情報提供ができていますか。

④



（※） 読み上げ機能、音声入力機能 等

学校における合理的配慮の提供に向けた、学校・設置者と本人・保護者との間のプロセスについて、学校として適切な情報提供ができていますか。

⑤



発達障害を含む特別な教育的支援を要する子供たちへの支援に向けて 校長に求める校内の教育支援体制構築のポイント

発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、校長のリーダーシップによる、校内支援体制の構築が重要です。ガイドライン（※）が校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営の在り方のポイントを以下に示しますので、各校長は、自校の状況について、今一度ご確認をお願いいたします。

（※） 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

校内の教育支援体制構築に向けた3つのポイント

③

②

①

※ ①～③の各ポイントを順にお示しします。

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・管理

②

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

教員以外の専門スタッフの活用

③

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

専門家・専門機関との連携の推進

進学等における適切な情報の引継ぎ

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

- 校内委員会の運営における、**開催手順（定期開催、必要と判断した場合に開催する等）**は明確になっていきますか。
- 学校の方針を決め、**教育支援体制の構築上必要な者（特別支援教育コーディネーター等）**を校内委員会の構成員としていきますか。

特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

- 特別支援教育コーディネーターが、**合理的配慮の提供という点で重要な役割を担うこと**を、学校として確認ができていますか。
- 指名した特別支援教育コーディネーターが**専業従事**でききよるような配慮を、学校として行うことができているか。
（※ 専業従事に向けては、**複数指名**も考えられます）

① 組織対応

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用・管理

- **合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記**した上で、その内容を関係機関へ適切に引き継いでいますか。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は、**作成が目的ではなく、実施、評価、改善を繰り返すことが重要であること**について、学校として確認ができていますか。

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

- 全校的な特別支援教育の推進に向け、**特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を組織的に計画し、障害理解をはじめとした教師の意識改革や、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組が、学校としてなされていますか。**
- 学校外で行われる研修への参加に当たっては、**校内の教育支援体制における各教師の役割（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）に応じた必要な研修を各教師が受講できるよう、学校としての配慮がなされていますか。**

教員以外の専門スタッフの活用

- 特別支援教育支援員が各学級担任や特別支援教育コーディネーター等との間でどのような連携・協力をするのかについて、**個別の教育支援計画等に基づき、学校として事前に決めていきますか。**
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケアを行う看護師等の専門スタッフと教師が連携・分担し、組織的な支援が行えるよう、**子供の実態や支援内容、各役割分担等について、個別の教育支援計画等を活用の上、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校としての共通理解が図られていますか。**

発達障害を含む
障害のある幼児児童生徒に
対する教育支援体制整備
ガイドライン

全体版はこちらから



(文部科学省HP)

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

- 学校だよりや教育相談等の機会を活用したり、PTA等の協力も得たりしながら、学校として、**全ての保護者に対して特別支援教育の理解推進を図る取組がなされていますか。**
- 個人情報保護の観点から、情報の管理を慎重に行い、**本人や保護者の意向を確認しながら、誤解や学校への不信感が生じないよう、学校として保護者へ配慮することができていますか。**
- 保護者から聞いた家庭での様子等を個別の教育支援計画へ反映する等、**個別の教育支援計画の作成・活用における保護者の参画が重要であることを、学校として確認ができていますか。**

専門家・専門機関との連携の推進

- 特別支援学校のセンター的機能の活用には、活用方針を定めた上で、**特別支援教育コーディネーターを窓口とした具体的な相談を行うことができていますか。**
- **医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、各関係機関との連携方法について、学校として整理ができていますか。**

進学等における適切な情報の引継ぎ

- **個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする子供の支援内容を、進学先へ適切かつ確実に引き継いでいますか。**
- 進学に伴う学習環境等の変化を踏まえ、関係教職員による学校見学や、本人・保護者による事前見学等、**学校間での積極的な連携が重要であることを、学校として確認ができていますか。**
- 高等学校等進学時の入学者選抜を踏まえ、**中学校は入学者選抜前、入学前等の適宜の時期に、どの情報を引き継ぐかを整理すること、高等学校は選抜時の配慮の提供等について積極的に周知することの重要性について、学校として整理ができていますか。**